

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】 4

◇ 規 則

- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政・変革局税務部税制課】 6
- 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 7
- 北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 3 8

◇ 告 示

- 一般廃棄物処理手数料領収書の告示【環境局循環社会推進部業務課】 3 9
- 収納事務の委託【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 4 0
- 利用料金の額の承認【都市整備局河川公園部水環境課】 4 1
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 4 2
- 包括外部監査契約の締結【行政委員会事務局監査第一課】 4 3
- 収納事務の委託【財政・変革局税務部収税企画課】 4 4

◇ 公 告

- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】 4 5

- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】 4 6

◇ 訓 令

- 人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部を改正する訓令【総務市民局人事部人事課】 4 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。主な改正内容は、次のとおりです。

1 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類が提出され、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることにしました。

2 軽自動車税

総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車の税率を年額二千円とすることにしました。
この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法の一部改正に伴い、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車の種別割の税率が定められたため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

政策局を再編する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

令和7年4月1日付組織改正に伴い、副市長の事務分担を改めることにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 2 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 6 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4
. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 7 2 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 6 6 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

付則第 9 条の 2 第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

付則第 9 条の 3 中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 1 2 項の次に次のように加える。

1 3 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

付則第 9 条の 5 を削る。

付則第 2 0 条中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第66条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 0 号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 号様式（その 1）の備考第 3 項第 1 号中「第 6 6 条第 1 号ア」の次に「及びウ」を加え、同項第 3 号中「第 6 6 条第 1 号ウ」を「第 6 6 条第 1 号エ」に改め、同項第 4 号中「第 6 6 条第 1 号エ」を「第 6 6 条第 1 号オ」に改める。

第 2 9 号様式（その 2）の備考第 1 項中「第 6 6 条第 1 号ア」の次に「及びウ」を加え、同様式の備考第 7 項中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 9 号様式（その 2）の備考第 7 項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 1 号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 北九州市事務分掌規則(昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条 デジタル市役所推進室の項を削り、同条政策局の項中「総務国際部」を「総務部」に改め、同条政策局総務国際部国際政策課の項を削り、同条政策局政策部政策課の項の次に次のように加える。

サステナビリティ戦略課

企画係

第 1 条 政策局の項に次のように加える。

グローバル挑戦部

国際政策課

国際政策係

多文化共生係

Woman Will 推進室

女性活躍推進係

男女共同参画推進係

DX・AI 戦略室

企画係

DX 推進係

システム運用係

情報セキュリティ係

「管理第一係

第 1 条 総務市民局総務部総務課の項中「管理第二係」を「管理係」に改め、同条総務市民局女性の輝く社会推進室の項を削り、同条総務市民局人事部人事課の項中「人材開発係」を「人財戦略係」に改め、同条財政・変革局税

「収納管理係

務部収税企画課の項中「収納管理係」を「債権管理係」に改め、同条財政・変革局債権管理室の項を削り、同条保健福祉局健康医療部健康危機管理課の

「政策調整係

項中「政策調整係」を「難病・疾病対策係」に改め、同条環境局総務政策部

の項に次のように加える。

ネイチャーポジティブ推進課

自然共生係

第1条環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課の項中「自然共生係」を削り、同条環境局循環社会推進部循環社会推進課の項中「資源化推進係」を「資源化推進係」に改め、同条産業経済局地域経済振興部雇用・産業人材政策課の項中「労政企画係」を「企画調整係」に、「就業支援係」を「人材確保係」に、「人材確保係」を「就業支援係」に改め、同

条産業経済局の項中「企業立地支援部」を「企業誘致部」に改め、同条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課の項中「IT産業誘致係」を「物流拠点化係」に改め、同条産業経済局物流拠点推進室の項を削り、同条規模立地支援係」

都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課の項中「企画管理係」を「企画係」に改め、同条都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課の項の次に次のように加える。

インバウンド課

観光プロモーション係

インバウンド誘致係

すしの都課

すしの都係

第1条都市ブランド創造局観光にぎわい部の項中「MICE・エンターテインメント課」を「MICE・メディア芸術課」に改め、同条都市ブランド創造局観光にぎわい部MICE・エンターテインメント課の項中「エンターテインメント振興係」を「メディア芸術振興係」に改め、同条都市戦略局計画部開発指導課の項中「調整係」を「盛土・宅地指導第一係」に改め、同条

都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課の項中「事業調整係」を「事業調整係」に改め、同条都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課の項中「事業調整係」を「事業調整係」に改め、同条

都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課の項中「事業調整係」を「事業調整係」に改め、同条都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課の項中「事業調整係」を「事業調整係」に改め、同条

整係

成係 に改め、「景観形成係」を削り、同条都市戦略局都市再生推進部事業
援係」

推進課の項中「開発支援係」及び「学研用地整備係」を削り、同条都市整備
局道路部道路維持課の項の次に次のように加える。

長寿命化対策課

橋梁・トンネル係

モノレール軌道係

「交流・イベント係

第1条港湾空港局総務部クルーズ・交流課の項中 クルーズ誘致係 」を

「クルーズ誘致係

交流・イベント係」に改め、同条港湾空港局港営部港営課の項中「設備係
」を削り、同条港湾空港局港湾整備部整備課の項中「東部工事係」及び「西
部工事係」を削り、同条港湾空港局港湾整備部の項に次のように加える。

工事課

東部工事係

西部工事係

設備係

「エネルギー産業拠点化推進室

「洋上風

第1条港湾空港局の項中 エネルギー産業拠点化推進課 を 洋上
エネルギー産業拠点化推進係」 洋

力拠点化推進部

風力拠点化推進課 に改める。

上風力拠点化推進係」

第3条デジタル市役所推進室の項を削り、同条政策局の項中「総務国際部
」を「総務部」に改め、同条政策局総務国際部総務課庶務係の項中第5号及
び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第11号までを2号ずつ
繰り上げ、同条政策局総務国際部国際政策課の項及び同条政策局政策部政策
課政策係の項第11号を削り、同条政策局政策部政策課の項の次に次のよう
に加える。

サステナビリティ戦略課

企画係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) サステナブルシティ及びSDGs未来都市の推進に関す

ること。

第3条政策局の項に次のように加える。

グローバル挑戦部

国際政策課

国際政策係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 国際政策についての企画及び調整に関すること。
- (3) 国際交流及び国際協力の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 姉妹友好都市との交流に関すること。
- (5) 東アジア経済交流推進機構に関すること。
- (6) アジア成長研究所に関すること。
- (7) 自治体国際化協会北九州支部に関すること。
- (8) 大連事務所の運営に関すること。

多文化共生係

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 北九州国際交流協会に関すること。
- (3) 外国語による情報提供に関すること。
- (4) 外国人向けのやさしい日本語の活用促進に関すること。
- (5) 北九州市留学生支援ネットワークに関すること。

W o m a n W i l l 推進室

女性活躍推進係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 女性の活躍推進に関すること。
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関すること。

男女共同参画推進係

- (1) 男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画センターに関すること。
- (3) アジア女性交流・研究フォーラムに関すること。

D X ・ A I 戦略室

企画係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する計画及び施策の総括に関すること。

(3) 広報に関すること。

(4) デジタル・トランスフォーメーションに係る職員の研修及び育成に関すること。

D X 推進係

(1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する施策の実施に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

(2) 官民データの利活用の促進に関すること。

システム運用係

(1) 電子計算機の管理及び運用に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

(2) 電子計算機のネットワーク及び周辺機器の管理及び運用に関すること。

情報セキュリティ係

(1) 情報セキュリティの確保に関すること。

(2) 社会保障・税番号制度の推進に関すること。

(3) 電子計算機を使用する業務システムの開発、維持及び調整に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

第3条総務市民局総務部総務課の項中「管理第一係」を「管理係」に改め、同条総務市民局総務部総務課管理第一係の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 市庁舎の秩序維持及び防災管理に関すること。

(3) 公用車の安全指導及び交通事故対策に関すること。

(4) 共用車両の運行管理に関すること。

第3条総務市民局総務部総務課管理第一係の項第5号、同条総務市民局総務部総務課管理第二係の項及び同条総務市民局女性の輝く社会推進室の項を削り、同条総務市民局人事部人事課の項中「人材開発係」を「人財戦略係」に改め、同条総務市民局市民部区政事務センターの項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) マイナポータルによる戸籍の氏名の振り仮名の届出の処理に関すること。

(11) 戸籍の届出の記載及び編成に関すること（他市区町村受理分に限る。）。

第3条財政・変革局財務部財政課財政制度・企画係の項第8号中「外郭団体」を「政策連携団体」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項

第 8 号とし、同項第 6 号中「SDGs 未来基金」の次に「、ボートレースによる未来のまちづくり投資基金」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 歳入確保に関する調査、企画及び調整に関すること。

第 3 条財政・変革局市政変革推進室企画係の項第 5 号中「外郭団体」を「政策連携団体」に改め、同条財政・変革局税務部収税企画課の項に次のように加える。

債権管理係

(1) 税外債権の回収に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。

(2) 市債権の回収対策及び管理の総括に関すること。

(3) 税外債権の回収に係る財産等の調査に関すること。

第 3 条財政・変革局債権管理室の項を削り、同条保健福祉局総務部総務課庶務係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条保健福祉局総務部総務課経理係の項第 2 号を削り、同条保健福祉局総務部総務課計画係の項第 1 号中「保健福祉計画」を「保健福祉局の計画」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 社会福祉審議会に関すること。

第 3 条保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課情報・調整係の項第 4 号を削り、同条保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課地域活動推進係の項に次の 2 号を加える。

(5) 健康づくり（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。

第 3 条保健福祉局地域共生社会推進部保護課管理係の項に次の 1 号を加える。

(4) 行旅死亡人等の葬祭費の支給に関すること。

第 3 条保健福祉局地域共生社会推進部保護課保護係の項第 2 号中「行旅死亡人」の次に「等」を、「こと」の次に「（管理係の所管に属するものを除く。）」を加え、同条保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課事業調整係の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課精神保健係の項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1

号の次に次の 2 号を加える。

(2) 精神保健指定医に関すること。

(3) 精神科病院の指定に関すること。

第 3 条保健福祉局健康医療部健康推進課健康づくり推進係の項第 9 号を削り、同条保健福祉局健康医療部健康危機管理課の項に次のように加える。

難病・疾病対策係

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費の支給に関すること。

(2) 在宅人工呼吸器使用患者の支援に関すること。

(3) その他難病患者等の支援に関すること。

(4) 疾病対策に関すること。

第 3 条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課庶務係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条子ども家庭局子育て支援部子育て支援課母子保健係の項第 2 号及び同条子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課青少年育成係の項第 4 号を削り、同条環境局総務政策部総務課庶務係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条環境局総務政策部環境学習課環境人材育成係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条環境局総務政策部の項に次のように加える。

ネイチャーポジティブ推進課

自然共生係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 北九州市生物多様性戦略（他局の所管に属するものを除く。）に関すること。

第 3 条環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課グリーン成長政策係の項第 3 号を次のように改める。

(3) 地球温暖化対策に関する普及啓発に関すること。

第 3 条環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課水素戦略係の項に次の 1 号を加える。

(2) 電動車の普及に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第 3 条環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課自然共生係の項を削り、同条環境局環境監視部環境監視課石綿騒音係の項第 5 号中「及び報告（石綿及び騒音に関するものに限る。）」を「（騒音に関するものに限る。）及び報告（石綿に関するものに限る。）」に改め、同条環境局循環社会推進部循環社会推進課計画係の項第 6 号及び同条環境局循環社会推進

部循環社会推進課資源化推進係の項第4号を削り、同条環境局循環社会推進部循環社会推進課の項に次のように加える。

事業系ごみ対策係

- (1) 事業系一般廃棄物の減量及びリサイクル施策の推進に関すること。
- (2) 事業系一般廃棄物の排出指導に関すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の適正排出及び処理の周知及び啓発に関すること。

第3条産業経済局地域経済振興部雇用・産業人材政策課の項中「労政企画係」を「企画調整係」に改め、同条産業経済局地域経済振興部雇用・産業人材政策課労政企画係の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 人的資本経営に関すること。

第3条産業経済局地域経済振興部雇用・産業人材政策課就業支援係の項及び同条産業経済局地域経済振興部雇用・産業人材政策課人材確保係の項第2号を削り、同条産業経済局地域経済振興部雇用・産業人材政策課の項に次のように加える。

若者支援係

- (1) 若者の就業支援及び地元就職促進に関すること。
- (2) 技術及び技能の振興及び継承に関すること。

就業支援係

- (1) 多様な人材の就業支援及び活用促進に関すること。
- (2) シルバー人材センターに関すること。
- (3) その他失業対策等雇用機会の創出に関すること。

第3条産業経済局地域経済振興部中小企業振興課中小企業係の項に次の1号を加える。

- (8) 中小企業のデジタル・トランスフォーメーション等による生産性向上に関すること。

第3条産業経済局未来産業推進部未来産業推進課未来産業推進係の項第8号中「ロボット、デジタル・トランスフォーメーション、」を削り、同条産業経済局の項中「企業立地支援部」を「企業誘致部」に改め、同条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課企画係の項第6号中「IT産業誘致係」の次に「及び大規模立地支援係」を加え、同条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課の項に次のように加える。

物流拠点化係

- (1) 物流振興施策の総括に関する事。
- (2) 物流拠点の推進に関する事（港湾空港局の所管に属するものを除く。）。
- (3) 物流関係事業者との連絡調整に関する事（港湾空港局の所管に属するものを除く。）。
- (4) 北九州貨物鉄道施設保有株式会社に関する事。

大規模立地支援係

- (1) 大規模立地企業の支援及び連絡調整に関する事。

第3条産業経済局企業立地支援部国際ビジネス戦略課国際ビジネス戦略係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条産業経済局物流拠点推進室の項を削り、同条都市ブランド創造局総務文化部文化企画課文化企画係の項第4号中「北九州市文化振興計画」を「北九州市文化芸術推進プラン」に改め、同項に次の2号を加える。

- (8) 世界遺産の保全に関する事。
- (9) 世界遺産を活用した地域振興に関する事。

第3条都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課の項中「企画管理係」を「企画係」に改め、同条都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課企画管理係の項第1号中「課」の次に「（インバウンド課及びすしの都課を含む。）」を加え、同項第3号中「及び調査」を削り、同項第5号及び第6号並びに同条都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課誘客促進係の項を削り、同条都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課の項の次に次のように加える。

インバウンド課

観光プロモーション係

- (1) 観光宣伝の総括に関する事。
- (2) 観光に関する調査に関する事。

インバウンド誘致係

- (1) 観光客誘致の総括に関する事。
- (2) インバウンド誘致に関する事。
- (3) 観光産業の振興に関する事。
- (4) 産業観光及び環境観光に関する事。
- (5) 観光資源の磨き上げに関する事。
- (6) 物産の振興に関する事。
- (7) ご当地グルメの振興に関する事。

すしの都課

すしの都係

- (1) すしのブランド化に関すること。

第3条都市ブランド創造局観光にぎわい部の項中「M I C E・エンターテインメント課」を「M I C E・メディア芸術課」に改め、同条都市ブランド創造局観光にぎわい部M I C E・エンターテインメント課の項中「エンターテインメント振興係」を「メディア芸術振興係」に改め、同条都市戦略局総務政策部住まい支援室住宅政策係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条都市戦略局総務政策部住まい支援室移住プロジェクト推進係の項第1号中「（住宅政策係の所管に属するものを除く。）」を削り、同条都市戦略局計画部開発指導課の項中「調整係」を「盛土・宅地指導第一係」に改め、同条都市戦略局計画部開発指導課調整係の項第1号中「こと」の次に「（盛土・宅地指導第一係に限る。）」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「こと」の次に「（盛土・宅地指導第一係に限る。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条都市戦略局計画部開発指導課開発指導第一係の項第1号中「規制」を「許可等」に改め、同条都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課事業調整係の項の次に次のように加える。

景観形成係

- (1) 景観に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）、北九州市都市景観条例（平成20年北九州市条例第52号）及び関門景観条例（平成13年北九州市条例第35号）に関すること。
- (3) 景観に係る届出及び指導に関すること。
- (4) 地域の景観づくり活動への支援に関すること。
- (5) 景観アドバイザー制度に関すること。
- (6) 都市景観賞等の市民啓発に関すること。
- (7) その他都市景観に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

再生支援係

- (1) 民間開発の誘導・支援策の企画・立案に関すること。

第3条都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課景観形成係の項を削り、同条都市戦略局都市再生推進部事業推進課区画整理係の項に次の1号を加える。

(8) 北九州学術・研究都市用地の整備に関すること。

第 3 条都市戦略局都市再生推進部事業推進課開発支援係の項を削り、同条都市戦略局都市再生推進部事業推進課再開発係の項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 公共施設に関するモデルプロジェクトの推進に関すること。

第 3 条都市戦略局都市再生推進部事業推進課学研用地整備係の項を削り、同条都市整備局道路部道路維持課道路維持係の項第 3 号及び第 4 号を削り、同条都市整備局道路部道路維持課の項の次に次のように加える。

長寿命化対策課

橋梁・トンネル係

(1) 橋りょう、トンネル、横断歩道橋及び大型カルバートの長寿命化計画の総括に関すること。

モノレール軌道係

(1) モノレール軌道長寿命化計画に関すること。

(2) 若戸大橋及び若戸トンネル長寿命化計画に関すること。

第 3 条港湾空港局総務部総務課庶務係の項中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、同条港湾空港局総務部クルーズ・交流課の項を次のように改める。

クルーズ・交流課

クルーズ誘致係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) クルーズ船の誘致及び受入れに関すること。

(3) 港湾に係る国際交流に関すること。

(4) 北九州港振興協会に関すること。

交流・イベント係

(1) 北九州港のにぎわいづくり及び P R に関すること。

(2) 広報戦略に関すること。

第 3 条港湾空港局港営部港営課業務管理係の項に次の 4 号を加える。

(6) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に関すること。

(7) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設の点検及び診断に関すること。

(8) 港湾施設及び海岸施設の長寿命化に関すること。

(9) 港湾施設マネジメントの実施計画に関すること。

(3) 地方港湾審議会に關すること。

工事課

(1) 課の庶務に関すること。

(3) 東部地区における港湾施設の改築に係る工事の調査、設計及び施工に関すること。

西部工事係

(2) 西部地区における港湾施設の改築に係る工事の調査、設計及び施工に関すること。

設備係

(1) 荷役機械等の工事の設計、施工及び検査に関すること。

(2) 設備工事の設計、施工及び検査並びに設備の保守点検に関すること。

第3条港湾空港局の項中 「エネルギー産業拠点化推進室」を「洋上風
エネルギー産業拠点化推進課」を「洋上
エネルギー産業拠点化推進係」を「洋上風

力拠点化推進部

風力拠点化推進課 に改め、同条港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室
上風力拠点化推進係」

エネルギー産業拠点化推進課エネルギー産業拠点化推進係の項第1号中「室

」を「部、課」に改め、同項第9号を削り、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を削り、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 浮体式拠点の開発に関すること。

(6) 洋上風力発電関連産業用地の整備に関すること。

第4条会計室管理指導係の項に次の1号を加える。

(9) 決算の調製に関すること。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項から第11項までを削り、同条第12項中「前各項」を「前3項」に改め、「、参事」及び「、主幹」を削り、同項を同条第4項とする。

第6条第1項中「及びデジタル政策監」を削り、同条第4項中「、参事」及び「、主幹」を削る。

第7条中「次条第4項及び第5項」を「次条第3項及び第4項」に改める。

第8条第2項を削り、同条第3項中「局長に」を「局長（担当理事を含む。以下この項及び次条において同じ。）に」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「除く。以下」を「除く。次条において」に改め、「部長」の次に「（担当部長を含む。次条において同じ。）」を加え、「限る。以下」を「限る。次条において」に、「室、部又はセンターの庶務を所掌する課長」を「これらの者があらかじめ指定する課長又は担当課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「市民センター担当課長、スポーツ施設担当課長、介護サービス担当課長、居場所づくり担当課長、業務担当課長及び審査指導担当課長を含む。」を「担当課長を含む。以下この項及び」に、「これらの者」を「課長」に改め、同項を同条第4項とする。

第9条中「、デジタル政策監」及び「（安全管理担当部長を含む。）」を削る。

（北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条総務企画課の項中「選挙統計係」を「選挙統計係
戦略係」に改め、同項中「企画係（小倉南区役所を除く。）」を「企画係（小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所を除く。）」に改め、「企画広聴係（小倉南区役所に限る。）」を削り、同条コミュニティ支援課の項中「生涯学習係」を「生涯学習係（八幡西区役所を除く。）」に、「イベント係（小倉南区役所に限る。」

「イベント係（小倉南区役所に限る。）
）」を 人づくり支援係（八幡西区役所に限る。） に改める。
にぎわいづくり係（八幡西区役所に限る。）」

第2条総務企画課庶務係の項中第17号を第26号とし、第16号の次に次の9号を加える。

- （17） 苦情、要望、各種相談等（他の所管に属するものを除く。）の処理に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （18） 広聴集会に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （19） 出張所相談業務に係る連絡調整に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （20） 自衛官募集に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （21） 自動車臨時運行許可に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （22） 交通共済に係る受付及び連絡に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （23） 交通安全運動の推進に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （24） 戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること（小倉南区役所に限る。）。
- （25） 旧軍人、軍属等の援護に関すること（小倉南区役所に限る。）。

第2条総務企画課選挙統計係の項の次に次のように加える。

戦略係

- （1） 区の魅力向上に関すること。
- （2） 住民課題に関すること（他課及び他係の所管に属するものを除く。）。
- （3） 区の施策及び事業に関する企画・立案等に関すること（小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所に限る。）。
- （4） 広報に関すること（小倉南区役所に限る。）。

第2条総務企画課企画係（小倉南区役所を除く。）の項中「小倉南区役所」の次に「、若松区役所及び八幡西区役所」を加え、同条総務企画課企画広聴係（小倉南区役所に限る。）の項を削り、同条コミュニティ支援課コミュニティ支援係の項に次の1号を加える。

- （15） 地域防災に関すること（八幡西区役所に限る。）。

第2条コミュニティ支援課生涯学習係の項中「生涯学習係」の次に「（八

幡西区役所を除く。）」を加え、同条コミュニティ支援課イベント係（小倉南区役所に限る。）の項第1号を次のように改める。

（1） 地域のイベントに関する事。

第2条コミュニティ支援課の項に次のように加える。

人づくり支援係（八幡西区役所に限る。）

（1） 区における生涯学習の企画及び調整に関する事。

（2） 区における生涯学習情報の収集及び提供に関する事。

（3） 市民センターにおける生涯学習事業に関する事。

（4） 公民館類似施設との連絡等に関する事。

（5） 社会教育事業（教育機関が行う社会教育事業を除く。）の実施に関する事。

（6） 社会教育関係団体との連絡等に関する事。

（7） 青少年の育成活動（教育施設が行う青少年の育成活動を除く。）の実施に関する事。

（8） キャンプ場等の管理等に関する事。

（9） スポーツに関する事業（学校における体育を除く。）の実施に関する事。

（10） スポーツ施設の目的外使用等に関する事。

（11） 学校施設開放事業の実施に関する事。

にぎわいづくり係（八幡西区役所に限る。）

（1） まちづくりに係る事業実施・支援に関する事。

第2条市民課市民係の項第18号中「及び八幡西区役所」を削り、同条国保年金課保険係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く。）の項第5号、同条国保年金課保険料係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）の項第1号、同条保健福祉課子ども・家庭相談係の項第5号及び同条保健福祉課高齢者・障害者相談係の項第11号中「財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課」を「財政・変革局東部市税事務所料金納付課及び西部市税事務所料金納付課」に改め、同条保護課（小倉北区役所及び八幡西区役所を除く。）管理係の項に次の1号を加える。

（4） 行旅死亡人等の葬祭費の支給に関する事。

保護第一係

保護第二係

第2条保護課（小倉北区役所及び八幡西区役所を除く。）保護第三係（門

保護第四係（小

保護第五係（小

司区役所、小倉南区役所及び八幡東区役所に限る。)の項第3号中「行旅死亡人」の次に「等」を、

倉南区役所に限る。)

亡人」の次に「等」を、「他課」の次に「及び管理係」を加え、同条保護第一課(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る。)管理係の項に次の1号を加える。

(4) 行旅死亡人等の葬祭費の支給に関する事。

保護第四係

保護第五係

第2条保護第二課(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る。)

保護第六係

保護第七係

の項第3号中「行旅死亡人」の次に「等」を、「

(八幡西区役所に限る。)

他課」の次に「及び管理係」を加える。

第3条第4項を削り、同条第5項中「前各号」を「前3項」に改め、「参事」及び「主幹」を削り、同項を同条第4項とする。

第4条第3項中「参事」及び「主幹」を削る。

第6条第4項中「(保健福祉・相談担当課長及び保健福祉・相談担当主幹を含む。以下同じ。)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 担当部長に事故があるとき、又は担当部長が欠けたときは、担当部長があらかじめ指定する課長(担当課長を含む。次項及び次条において同じ。)が代理する。

第7条中「保健福祉担当部長」の次に「担当部長」を加える。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第3条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、「参事」及び「主幹」を削り、同項を同条第3項とする。

第5条第2項中「参事」及び「主幹」を削る。

第7条第2項中「の所長」の次に「若しくは担当部長」を加え、同条第3

項中「税収強化担当課長」を「担当課長」に改める。

第8条中「所長、課長（税収強化担当課長を含む。）」を「所長、担当部長、課長、担当課長」に改める。

別表第1の保健福祉局の項中

保健衛生部	保健衛生課	北九州市立東部斎場	北九州市門司区 大字猿喰134 2番地の8	第4類	場長	を
		北九州市動物愛護センター	北九州市小倉北区 西港町24番 地の7	第3類	所長	
		北九州市立食肉センター	北九州市小倉北区 末広二丁目3 番7号	第3類	所長	

保健衛生部	北九州市動物愛護センター	北九州市小倉北区 西港町24番 地の7	第3類	所長	に、
	北九州市立食肉センター	北九州市小倉北区 末広二丁目3 番7号	第3類	所長	

精神保健福祉センター	北九州市小倉北区 馬借一丁目7 番1号	第3類	所長	を
難病相談支援センター	北九州市小倉北区 馬借一丁目7 番1号	第3類	所長	

精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号	第3類	所長	に改める。
------------	-------------------	-----	----	-------

納税第一係

別表第2の東部市税事務所 納税課 納税第二係の項第3号中「特別滞納調査
西部市税事務所

納税第三係

係の所管に属するものを除く」を「前号の徴収に関するものに限る。次号から第7号までにおいて同じ」に改め、同項第4号から第7号までの規定中「

（特別滞納調査係の所管に属するものを除く。）」を削り、同表の東部市税
西部市税
事務所

事務所 納税課 特別滞納調査係の項第2号中「特に徴収が困難なものに限る」
を「前号の徴収に関するものに限る。次号から第6号までにおいて同じ」に
改め、同項第3号から第6号までの規定中「（特に徴収が困難なものに限る

東部市税事務所
。）」を削り、同表の西部市税事務所 納税課の項の次に次のように加える。

料金納付課

納付第一係

納付第二係

- （1） 課の庶務に関すること（納付第一係に限る。）。
- （2） 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料並びにこれらに付随する延滞金等の徴収に関すること（滞納整理に関するものに限る。）。
- （3） 財産の差押えに関すること（前号の徴収に関するものに限る。次号から第7号までにおいて同じ。）。
- （4） 交付要求に関すること。
- （5） 差押財産の換価及び換価代金等の配当に関すること。
- （6） 徴収の猶予に関すること。
- （7） 徴収の嘱託及び受託に関すること。

別表第2の東部斎場の項及び同表の保健所難病相談支援センターの項を削り、同表の子ども総合センター庶務係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項の次に次のように加える。

企画係

- (1) 児童虐待防止に係る周知、啓発等に関する事。
- (2) 児童福祉法等に基づく統計に関する事。
- (3) 児童福祉思想の普及に関する事。

別表第2の子ども総合センター家庭復帰支援係の項第3号を削り、同表の
新門司環境センター 「地域環境第二係
日明環境センター の項中「地域環境第二係」を 地域環境第三係（皇后崎
皇后崎環境センター

新門司環境センター 地域環境第一
環境センターに限る。）」に改め、同表の日明環境センター 地域環境第二
皇后崎環境センター 地域環境第二
係
の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 海岸漂着物の監視に関する事。

新門司環境センター

別表第2の日明環境センター まち美化係の項に次の4号を加える。

皇后崎環境センター

- (4) 一般廃棄物の資源化及び減量化に関する事。
- (5) 環境教育等の啓発に関する事。
- (6) 一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督に関する事（家庭ごみの収集に関するものを除く。）。
- (7) 雑草等の除去に関する事。

新門司環境センター

新門司環境セ

別表第2の日明環境センター 資源化推進係の項及び同表の日明環境セン

皇后崎環境センター

皇后崎環境セ

ンター

新門司環境センター

ター 生活環境係の項を削り、同表の日明環境センター 廃棄物指導係の項

ンター

皇后崎環境センター

を次のように改める。

事業系ごみ対策係

- (1) 事業系廃棄物の排出指導に関する事。
- (2) 事業系廃棄物の減量及びリサイクル施策の推進に関する事。
- (3) 廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督に関する事。

別表第2の中央卸売市場庶務系の項を削り、同表の中央卸売市場管理系の項中第3号から第5号までを削り、第2号を第7号とし、第1号を第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (1) 中央卸売市場及び公設地方卸売市場の庶務に関すること。
- (2) 市場施設の指定及び使用許可に関すること。
- (3) 使用料及び手数料の徴収並びに保証金に関すること。
- (4) 中央卸売市場等開設運営協議会に関すること。
- (5) 関係団体との連絡調整に関すること。

別表第2の中央卸売市場業務系の項中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 関連事業者の指導及び監督に関すること。
- (8) 関連事業者の業務の許可に関すること。
- (9) 関連事業者との連絡調整に関すること。

別表第2の美術館学芸課学芸系の項に次の1号を加える。

- (5) 館の教育普及に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表第2の折尾総合整備事務所事業調整課管理系の項を削り、同表の折尾総合整備事務所事業調整課事業調整系の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 所、課（所内他課を含む。）の庶務に関すること。

別表第2の折尾総合整備事務所事業調整課事業調整系の項第4号を次のように改める。

- (4) 折尾地区総合整備事業に係る折尾駅周辺の開発促進に関すること。

別表第2の折尾総合整備事務所事業調整課事業調整系の項に次の1号を加える。

- (5) 折尾地区総合整備事業に係る市有地の処分及び活用等に関すること。

別表第2の折尾総合整備事務所整備課事業系の項に次の1号を加える。

- (4) 折尾土地地区画整理審議会等の運営に関すること。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（北九州市公印規則の一部改正）

2 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように

改正する。

第10条本文中「、デジタル政策監」を削る。

別表第1の専用市長印の項中

「 税務専用北九州市長印 債権管理室専用北九州市長印 」	を	「 税務部専用北九州市長印 」	に、

「 税務部における税 務事務用 」	財政・変革局税務部課税 第一課長	財政・変革局税務 部課税第一課	を
市長名をもってす る東部料金納付課 及び西部料金納付 課における公文書 用	財政・変革局債権管理室 東部料金納付課長及び西 部料金納付課長	財政・変革局債権 管理室東部料金納 付課及び西部料金 納付課	

「 税務部における税 務事務及び税外債 権の回収に関する 事務用 」	財政・変革局税務部課税 第一課長	財政・変革局税務 部課税第一課	に、
---	---------------------	--------------------	----

「 納税課専用北九州市長印 」	を	「 納税課専用北九州市長印 料金納付課専用北九州市長印 」	に、

「 7 」	市税事務所納税課 における督促及び 滞納処分に関する 事務用	市税事務所納税課長	市税事務所納税 課	を
-------------	---	-----------	--------------	---

7	市税事務所納税課における督促及び滞納処分に関する事務用	市税事務所納税課長	市税事務所納税課
8	市税事務所料金納付課における督促及び滞納処分に関する事務用	市税事務所料金納付課長	市税事務所料金納付課

に、

「 8 」 を 「 9 」 に、

国民年金専用 北九州市長印	方 2 4	9	国民年金 諸届審査 用	区役所国保年金 課長	区役所国保年金 課
火葬専用北九 州市長印		1 0	火葬事務 用	保健福祉局保健 衛生部保健衛生 課長	斎場

を

国民年金専用 北九州市長印	1 0	国民年金 諸届審査 用	区役所国保年金 課長	区役所国保年金 課
------------------	--------	-------------------	---------------	--------------

に、

「 市長名をもってする
港湾空港局（エネルギー産業拠点化推進

を 「 市長名をもってする
港湾空港局（洋上風力拠点化推進部及び

に改め、

課及び空港企画部を除く。)における公文書用

空港企画部を除く。)における公文書用

別表第2の3 専用市長印の表中ひな形10を削り、ひな形9をひな形10とし、ひな形8をひな形9とし、ひな形7の次に次のように加える。

8

料 金 納 付 課
北 九 州 市 長 印
専 用

(北九州市会計規則の一部改正)

3 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表(3)の項中「幼稚園、」を削る。

第52条第1項第24号中「、幼稚園」を削る。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

危機管理室	危機管理課	危機管理課長	危機管理監
デジタル市役所推進室	D X 推進課	D X 推進課長	デジタル政策監

を

「

危機管理室	危機管理課	危機管理課長	危機管理監
-------	-------	--------	-------

に、

「

総務国際部	総務課	総務課長
	国際政策課	国際政策課長

を

政策部	政策課	政策課長
	Z 世代課	Z 世代課長

総務部	総務課	総務課長
政策部	政策課	政策課長
	サステナビリティ戦略課	サステナビリティ戦略課長
	Z 世代課	Z 世代課長
グローバル挑戦部	国際政策課	国際政策課長
W o m a n W i l l 推進室		W o m a n W i l l 推進室次長
D X ・ A I 戦略室		D X ・ A I 戦略室次長

に、

平和のまちミュージアム	平和のまちミュージアム事務局	平和のまちミュージアム事務局長
女性の輝く社会推進室		女性の輝く社会推進室次長

を

平和のまちミュージアム	平和のまちミュージアム事務局	平和のまちミュージアム事務局長
-------------	----------------	-----------------

に、

	収税企画課	収税企画課長
--	-------	--------

債権管理室	企画管理課	企画管理課長
-------	-------	--------

を

	収税企画課	収税企画課長
--	-------	--------

に、

精神保健福祉センター	精神保健福祉センター所長
難病相談支援センター	難病相談支援センター所長

を

精神保健福祉センター	精神保健福祉センター所長
------------	--------------

に、

環境学習課	環境学習課長
-------	--------

を

環境学習課	環境学習課長
ネイチャーポジティブ推進課	ネイチャーポジティブ推進課長

に、

企業立地支援部	企業立地支援課	企業立地支援課長
	国際ビジネス戦略課	国際ビジネス戦略課長
物流拠点推進室		物流拠点推進室次長

を

企業誘致部	企業誘致課	企業誘致課長
	国際ビジネス戦略課	国際ビジネス戦略課長

に、

--	--

M I C E ・ エンターテインメン ト課	M I C E ・ エンターテインメン ト課長	を
---------------------------	----------------------------	---

インバウンド課	インバウンド課長	に、
すしの都課	すしの都課長	
M I C E ・ メディア芸術課	M I C E ・ メディア芸術課長	

道路維持課	道路維持課長	を
-------	--------	---

道路維持課	道路維持課長	に、
長寿命化対策課	長寿命化対策課長	

エネルギー産 業拠点化推進 室	エネルギー産業拠点化推 進課	エネルギー産業拠点化 推進課長	を
-----------------------	-------------------	--------------------	---

洋上風力拠点 化推進部	洋上風力拠点化推進課	洋上風力拠点化推進課 長	に、
----------------	------------	-----------------	----

次世代教育推 進部	生徒指導課		を
	特別支援教育課		
	次世代教育推進課	次世代教育推進課長	
	教育情報化推進課	教育情報化推進課長	

幼稚園	幼稚園長
-----	------

	次世代教育推進課	次世代教育推進課長
	教育情報化推進課	教育情報化推進課長
	生徒指導課	指導企画課長
	特別支援教育課	

改める。

別表第2の門司区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

整備課	整備課長	を
-----	------	---

整備課	整備課長	に
工事課	工事課長	

改め、同表の小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

債権管理室	東部料金納付課	東部料金納付課長	を
東部市税事務所	市民税課	市民税課長	
	固定資産税課	固定資産税課長	
	納税課	納税課長	

「 東部市税事務 所	市民税課	市民税課長	に
	固定資産税課	固定資産税課長	
	納税課	納税課長	
	料金納付課	料金納付課長	

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

債権管理室	西部料金納付課	西部料金納付課長	を
西部市税事務所	市民税課	市民税課長	
	固定資産税課	固定資産税課長	
	納税課	納税課長	

「 西部市税事務 所	市民税課	市民税課長	に
	固定資産税課	固定資産税課長	
	納税課	納税課長	
	料金納付課	料金納付課長	

改める。

（北九州市職員衛生管理規則の一部改正）

- 4 北九州市職員衛生管理規則（昭和39年北九州市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1の小倉北区役所に所在するデジタル市役所推進室の項を削り、同

表の政策局の所管に属する事業所の項中「政策局総務国際部長」を「政策局総務部長」に改める。

（北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

- 5 北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「財政・変革局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課」を「財政・変革局東部市税事務所料金納付課及び西部市税事務所料金納付課」に改める。

第7条第1号中「財政・変革局債権管理室東部料金納付課若しくは西部料金納付課」を「財政・変革局東部市税事務所料金納付課若しくは西部市税事務所料金納付課」に改める。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

- 6 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の総務市民局の地域・人づくり部の市民活動推進課の項中

「		を	「		に改め、
午後0時15分	午後9時		午前11時15分	午後8時	
」			」		

同表の財政・変革局の債権管理室の項を削り、同表の保健福祉局の保健衛生部の保健衛生課の項を削り、

同表の保健福祉局の保健所の項中	「		を	「		に改め、
	保健企画課	保健企画課		保健企画課	保健企画課	
	医務薬務課	医務薬務課		医務薬務課	医務薬務課	
	保健予防課	保健予防課		保健予防課	保健予防課	
	地域リハビリテーション推進課	地域リハビリテーション推進課		地域リハビリテーション推進課	地域リハビリテーション推進課	
	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター		精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	
	」			」		

難病相談 支援セン ター 東部生活 衛生課 西部生活 衛生課	東部生活 衛生課 西部生活 衛生課
--	----------------------------

同表の都市ブランド創造局の漫画ミュージアムの項中

「

一般事務員

」を「

一般事務員 学芸員

」に改め、

同表の八幡西区役所の項中

「

一般事務員 医師 歯科医師 一般技術員 栄養士 理学療法士 作業療法士 保健師 看護師 准看護師（ 行政サービ スコーナー の業務に従 事する一般 事務員は除 く。）
--

」を「

一般事務員 医師 歯科医師 一般技術員 栄養士 理学療法士 作業療法士 保健師 看護師 准看護師

」に改め、

同表の八幡西区役所の一般事務員（行政サービスコーナーの業務に従事する一般事務員に限る。）の項を削る。

（北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正）

7 北九州市立男女共同参画センター条例施行規則（平成7年北九州市規則第

54号)の一部を次のように改正する。

第15条中「総務市民局長」を「政策局長」に改める。

(北九州市介護保険の実施に関する規則の一部改正)

- 8 北九州市介護保険の実施に関する規則(平成12年北九州市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項本文中「財政・変革局債権管理室東部料金納付課若しくは西部料金納付課」を「財政・変革局東部市税事務所料金納付課若しくは西部市税事務所料金納付課」に改める。

(北九州市男女共同参画審議会規則の一部改正)

- 9 北九州市男女共同参画審議会規則(平成14年北九州市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務市民局」を「政策局」に改める。

(北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 10 北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年北九州市規則第114号)の一部を次のように改正する。

第8条中「デジタル政策監」を「政策局長」に改める。

(北九州市後期高齢者医療の実施に関する規則の一部改正)

- 11 北九州市後期高齢者医療の実施に関する規則(平成20年北九州市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「財政・変革局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課」を「財政・変革局東部市税事務所料金納付課及び西部市税事務所料金納付課」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「財政・変革局債権管理室東部料金納付課若しくは西部料金納付課」を「財政・変革局東部市税事務所料金納付課若しくは西部市税事務所料金納付課」に改める。

(北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 12 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成29年北九州市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第20条中「デジタル政策監」を「政策局長」に改める。

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 2 号

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

北九州市副市長事務分担規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条江口哲郎副市長の項第 1 号中「、デジタル市役所推進室」を削り、「上下水道局」の次に「、交通局」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（ 2 ） デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事務

第 2 条片山憲一副市長の項第 1 号中「、環境局」を削り、「、港湾空港局及び交通局」を「及び港湾空港局」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、他の執行機関（農業委員会に限る。）の職員に補助執行させている職務

第 2 条大庭千賀子副市長の項第 1 号中「子ども家庭局」の次に「、環境局」を加え、同項第 2 号中「（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」を削り、「執行機関」の次に「（農業委員会を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

一般廃棄物処理手数料領収書を次のとおり定めたので、北九州市会計規則（昭和３９年北九州市規則第４９号）第９９条第２項の規定により告示する。

北九州市長 武 内 和 久

39

北九州市告示第 1 3 4 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、国民健康保険料の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江 一丁目 5 8 番地	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 3 5 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの間の水環境館の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

区分		金額	
		一般	小・中学校の 児童及び生徒
入館料	1 人 1 回	0 円	0 円

北九州市告示第 1 3 6 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 7 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市戸畑区銀座二丁目 2 3 番 1 及び 1 5 1 番 1 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

北九州市告示第 1 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 契約を締結した者の氏名及び住所

（1） 氏名 松木摩耶子

（2） 住所 北九州市小倉南区長行西二丁目 3 番 3 号

2 契約の期間の始期

令和 7 年 4 月 1 日

3 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用並びに執務費用及び実費の合算

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

北九州市告示第 1 3 8 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、市税（県民税及び森林環境税を含む。）の収納事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目 5 8 番地	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 2 1 6 号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、これを北九州市都市整備局折尾総合整備事務所整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

3 ・ 4 ・ 4 4 － 2 0 0 号折尾東西線

北九州市公告第 2 1 7 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和 7 年福岡県告示第 2 2 4 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 都市計画事業の種類
道路事業

- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3 ・ 4 ・ 4 4 － 2 0 0 号折尾東西線	北九州市八幡西区東折尾町及び 北鷹見町地内

- 3 施行者の名称
北九州市

- 4 事務所の所在地
北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号
北九州市都市整備局折尾総合整備事務所整備課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市訓令第 7 号

庁中一般

人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部を改正する
訓令

人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程（昭和 4 3 年北九州市訓令第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。